聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部における公的研究費の適正な使用に関する行動規範

平成28年9月28日
学　長　裁　定
令和8年9月16日改正

この行動規範は、公的研究費（注1）を使用する上での公的研究費の使用及び管理に関わる者（以下「構成員」という。）としての取組の指針を明らかにするものである。この行動規範は毎年度末には点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。また、年度初めには回覧等の方法で学内に周知することとする。

１．研究者は、公的研究費の使用に当たり、当該研究費の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規定等の使用ルール及び事務処理手続きを遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。

２．構成員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、研究者においては適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員においては機関管理の主体的な役割を担うものとする。

３．研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。

４．事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動しなければならない。

５．構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

６．構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

７．構成員は、公的研究費の執行に当たり取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

８．公的研究費の不適正な使用または不適正な使用の恐れがあることを知った構成員は、

速やかに通報窓口に通報しなければならない。

（注1）公的研究費とは国、地方公共団体、独立行政法人、国立研究開発法人その他これらに準ずる公的機関から、本学に所属する研究者等に対して、研究活動のために交付、配分、委託その他の方法により受け入れる資金をいう。